

# 野辺地町議会ハラスメント対応方針

野辺地町議会



## 1 野辺地町議会のハラスメント対応方針

### (1) 野辺地町議会ハラスメント対策審議会の設置

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントは、法律により一定の防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。

法律的には対象外ですが、町議会としてもハラスメント対策のための体制整備が必要と判断し、ハラスメント事案の発生の都度、「野辺地町議会ハラスメント対策審議会」を設置します。

### (2) 野辺地町議会ハラスメント対策審議会の構成

ハラスメント事案の対応については、副議長を会長とし、議長が委嘱する議員3名と必要であれば弁護士（これらを「委員」という。）が対応します。議長が委嘱する議員は、最低1名以上女性議員となるよう指名します。

### (3) 野辺地町議会ハラスメント対策審議会の役割

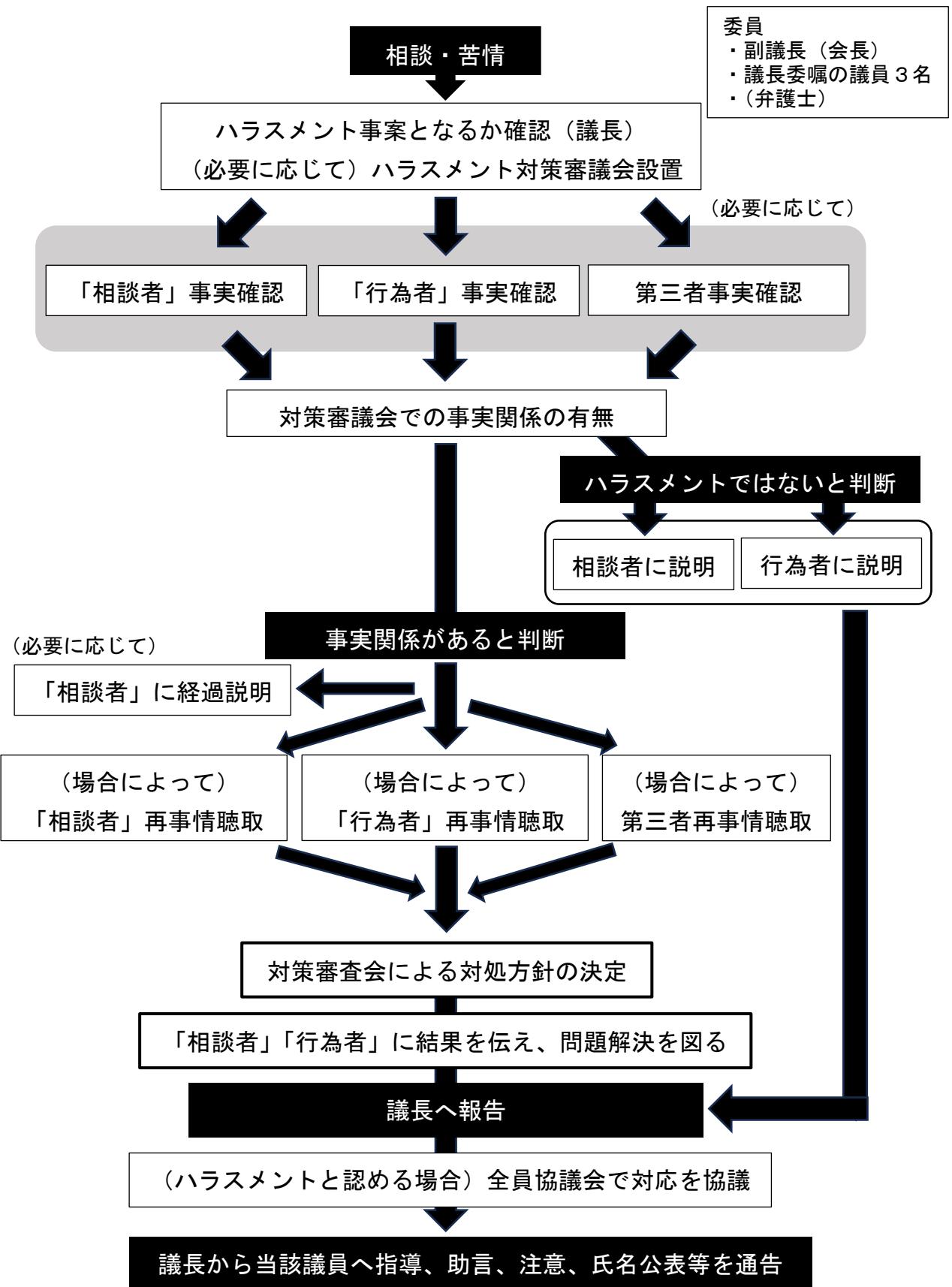
- ① ハラスメント行為の事実関係の調査に関すること。
- ② ハラスメント行為に対する措置の妥当性に関すること。
- ③ ハラスメント行為への対応に関すること。
- ④ 今後のハラスメントの防止策に関すること。

### (4) 委員の対応に当たっての留意点

- ① 執行部又は町職員から相談があった場合、執行部との情報共有を密に行います。
- ② 委員が相談・事実確認に対応するときは、原則として2人で対応するものとします。
- ③ 委員が2人で対応する場合は、なるべく相談者が相談を始める際にから2人の委員が同席のもとで相談できるように調整します。または、2人の委員は相互に連携し、協力して対応に当たります。
- ④ ハラスメント事案について対応を求められた委員は、その対応に当たっては、相談者の意向を尊重し、かつ、相談者の情報管理を徹底し、「3 議員から職員へのハラスメント事案が生じた場合の対処」「4 議員間でのハラスメント事案が生じた場合の対処」に従い対応します。相談者が同伴者を求めた場合、委員で協議した上で判断します。

## 2 相談対応・解決処理のイメージ

ハラスメント事案が生じた場合、原則として以下の体制で対処します。



### 3 議員から職員へのハラスメント事案が生じた場合の対処

執行部では「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を定め、ハラスメント事案が起こった場合の相談体制について定めています。この相談体制は、執行機関内で起こったハラスメント事案への対応を前提としているため、議員から職員へのハラスメント事案への対応については、議員からの事実関係に関する聞き取りなどの点で限界があります。

そこで議員から職員へのハラスメント事案については、議会として次のとおり対応することとします。

「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」に基づく相談があつた場合

#### A 相談の受付

- ・執行部又は町職員からハラスメントを受けたと相談を受けます。  
※ 相談内容を正確に把握するため、原則として文書又はメールで受け付けるものとします。

#### B-1 相談者からの聞き取り

- ・議長が相談者から事案の内容及び要求等を聞き取り整理します。

#### B-2 事実関係の調査

- ・議長が行為者である議員から聞き取りを行い、事実確認を行います。  
※ 必要に応じて執行部のハラスメント事案担当者が同席するものとします。
- ・事実関係の調査は相談者の同意を得た上で行います。
- ・相談者が何を求めているかについて把握した上で対応します。
- ・聞き取りの際は、行為者に対して、相談や調査協力があつたことを理由として相談者や調査に協力した第三者に対して嫌がらせ等の行為をしないよう説明します。
- ・行為者に対して、事案の情報処理について厳守することを説明します。
- ・議員はハラスメント事案に関する調査への協力依頼があつたときは、積極的に応じるよう努めなければなりません。
- ・必要に応じて、野辺地町議会ハラスメント対策審議会を設置します。

### B－3 相談者及び行為者からの聞き取りのみでは事実関係の確認が難しい場合

- ・相談者及び行為者である議員からの聞き取りのみでは事実確認が難しい場合は、第三者からの聞き取りを行います。
- ・事実確認のための第三者への調査は、相談者の同意を得た上で行います。
- ・聞き取りの際は、第三者に対して、事案の情報管理について厳守することを説明します。

### C 調査後の措置

- ・確認ができた事実関係から、何が問題であったかを行為者である議員とともに確認し、同様の問題を起こさないように必要な指導・フォローを行います。

### D 執行部への報告

- ・委員は、聞き取り結果及び対応方針を執行部に報告することとします。
- ・行為者である議員が、相談者に謝罪等をする意向がある場合は、執行部を通して相談者である職員の意向を確認の上、必要な措置を取ることとします。
- ・B－1、B－2、B－3による事実関係の調査の結果、相談者と行為者である議員の主張に異なる部分があり、事実関係の確認ができない場合は、その旨を執行部に報告し、必要に応じ、再度事実関係の調査を行うなど、執行部と連携しながら必要な措置を取ることがあります。

### E 事実の周知

- ・事案についての調査が終わり、一定の結論を得たときは、再発防止及びハラスメントに対する意識向上を目的として、相談者の同意を得た上で、事案の概要について個人情報に配慮しながら、議長へ報告し、その対応について全員協議会で協議します。

## 4 議員間でのハラスメント事案が生じた場合の対処

議員間で起こったハラスメント事案については、議会で対応するのではなく、議員間でコミュニケーションを取りながら解決することを基本としますが、議会として対応せざるを得ない場合が生じた場合は、次のとおり対応することとします。

### (1) 議会内の会議などの公の場での言動による場合

会議の責任者である議長や委員長が適切な判断のもと、地方自治法の定める議会の秩序を乱す議員のハラスメントを含めた言動について、しかるべき措置を取ります。

- ・議会の秩序保持（地方自治法第104条）
- ・議会の規律（地方自治法第129条）
- ・懲罰（地方自治法第134条）

議会における規律と品位を保持するため、法律並びに会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、議会が課す制度。

- ・委員会の秩序保持に関する措置（委員会条例第20条）

### (2) 公の場以外での言動による場合

議員は、議会の場以外でも、議員活動のほか、議員個人による広報紙やSNSによる発信などを行ないながら活動しています。これらの活動の中でハラスメント事案が起こらないとは言えません。

これらについては、双方で解決することを基本としますが、町民や議員から指摘や相談があれば、議長は野辺地町議会ハラスメント対策審議会で調査が必要かどうかを判断し、対応します。